



市民活動団体を支援します！

市民活動の取り組みを支援するため、新たに市民活動団体を設立するための登録制度(①)や、助成制度(②)を用意しています。登録団体になると、まちづくり活動や地域活性化のために行う事業の助成(③)も受けられます。

※各種申請書は、協働推進課窓口(本庁3階)、各支所地域振興課、市HPにあります

①登録制度

主な条件

- ・ 特定非営利団体促進法第2条第1項に規定する特定非営利活動を行うもの(法人格を有しない団体に限る)または特定非営利活動法人
- ・ 構成員が5人以上
- ・ 主たる事務所が市内
- ・ 主な活動が市内
- ・ 入会制限がなく、市民に開かれているなど

②市民活動団体設立補助金

対象 新たに市民活動団体を設立しようとするグループ

助成額 対象経費の1/2以内で上限3万円

申込み 設立前に窓口(4月3日)月(随時受付)

③市民活動事業補助金

▼活動促進事業

対象事業 令和5年度に実施する、地域の活性化や課題解決につながるまちづくり活動

助成額 対象経費の1/2以内(上限30万円)

申込み 4月3日(月)～28日(金)に事業計画などを添えて窓口(審査会で決定)

▼協働促進事業

対象事業 地域と協働・連携して令和5年度に実施する、地域の活性化や課題解決につながるまちづくり活動

助成額 対象経費の10/10(上限20万円)

申込み 申請書に事業計画などを添えて窓口(4月3日)月(随時受付)

問合せ 協働推進課

☎35-3412



文化芸術活動を応援します！

令和5年度から、新たに4つの支援策(相談窓口の拡充、財政支援、場所の提供、情報の発信)で市民の皆さんの文化芸術活動を応援します。

その支援策の1つとして、市民が主体となって取り組む文化芸術活動を財政的に支援するため、新たな補助制度を創設しました。

【新たな補助制度】

①継続的な文化芸術活動支援

複数年の計画を立てて、文化芸術の振興に取り組む事業を支援(補助率1/2以内)

②創造的な文化芸術活動支援

新たに企画して取り組む新規性や独創性のある文化芸術事業を支援(補助率1/2以内)

※詳しくはQRをご覧ください

問合せ・申込み 生涯学習課

☎35-3155



17 パートナシップで目標を達成しよう



たかやま共創ミーティング 市民メンバー(第1弾)を募集します

第1弾のテーマ

若者が活躍できるまちづくり

日時 1回目 4月20日(木) 19時～2回目 5月1日(月) 19時～

定員 5人

申込み 3月31日(金)までに、申込書を窓口・郵送・WEB・FAX

問合せ 企画課

☎35-3131

FAX 35-3174

✉kikaku@city.takayama.lg.jp

